

## 八王子商工会議所 「女性経営者の会」(Silkrays) 会則

### 〔目的〕

第1条 商工会議所の設立目的である「地域商工業の発展と地域福祉の増進」に寄与するため、女性経営者の立場から会議所運営に参加します。  
さらに、会員相互の情報交換、交流をはかり、会員企業の発展に資するとともに、女性の感性を生かして商工会議所の活性化をすすめることを目的とします。

### 〔名称〕

第2条 この会の名称は八王子商工会議所「女性経営者の会」とし、愛称を Silkrays (シルクレイズ・絹の光線) とします。

### 〔事業〕

第3条 この会は目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1)商工会議所事業の推進と運営への積極的な参加。
- (2)まちづくりに関する女性の視点からの提言。
- (3)会員相互の情報交換、支援活動による経営改善の促進。
- (4)全国商工会議所女性会との交流の促進。
- (5)内外の展示会、見本市、優良企業、先進的なまちづくり事業等の視察研修。
- (6)講演会、懇親会、研究会等の開催。
- (7)その他、この会の目的達成に必要な事業。

### 〔会員〕

第4条 この会の会員は女性とし、次の要件を満たす者としてします。

- (1)八王子商工会議所会員の法人役員、またはこれに準ずる者。
- (2)八王子商工会議所の会員である個人企業の代表者、またはこれに準ずる者。
- (3)前各項の会員加入の承認は、理事会において決定します。
- (4)会員はこの会の役員になることができる。

### 〔役員〕

第5条 この会に次の役員をおきます。

(1)会 長	1 名	(3)理 事	若干名
(2)副 会 長	3 名	(4)監 事	1 名

### 〔役員の仕事〕

第6条 役員の仕事は次のとおりとします。

- (1)会長はこの会を代表し、会の全てを取りまとめます。
- (2)副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その仕事を代行します。
- (3)理事は事業の円滑な遂行をはかります。
- (4)監事はこの会の会計ならびに事業を監査します。

〔役員を選任〕

第7条 役員を選任は会長が理事会に諮り、総会の承認を得て決定します。

〔役員任期〕

第8条 会長及び副会長、理事の任期は下記の通りとする。

- ・会長の任期：1期（3年）とし、再任は不可とする。
- ・副会長の任期：最大で2期（6年）までとする。
- ・理事の任期：最大で2期（6年）までとする。
- ・役員欠員によって選任された役員任期は、前任者の残りの期間とする。

〔総会〕

第9条 この会に総会をおきます。総会は定時総会と臨時総会とし、定時総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は会長が必要と認めるときまたは会員の3分の1以上の要求があったとき開催します。

〔総会の議決事項〕

第10条 次にあげる事項は総会の議決を経ることとします。

- ① 規約の制定・変更に関する事。
- ② 役員選任に関する事。
- ③ 会費に関する事。
- ④ 事業報告及び収支決算を承認する事。
- ⑤ 事業計画及び収支予算を承認する事。
- ⑥ 前各号にあげるもののほか、この会の運営に関する事。

〔理事会〕

第11条 この会に理事会をおきます。理事会は、会長、副会長、理事、監事をもって構成し、必要に応じて開催します。

〔総会・理事会の議事〕

第12条 総会及び理事会は会長が招集し、その議長となります。

総会及び理事会の議決は出席者の過半数の同意によって決定し、賛否同数のときは議長が決定をします。

〔事業年度〕

第13条 この会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

〔会計〕

第14条 この会の経費は会費・補助金・寄付金その他の収入をもって当てます。

〔会費〕

第15条 この会の会費は月額1,000円とします。

〔賛助会員〕

第16条 次の要件を満たす者を、賛助会員となることを認めます。

- (1) 八王子商工会議所会員企業の代表者からの推薦を受けた者
- (2) 年会費は正会員と同様にする。

- (3) 自身が経営者またはそれに準ずる者になった場合は、正会員となる。
- (4) 前各項の賛助会員加入の承認は、理事会において決定とします。

附則

- 1. この規約は平成23年4月1日から実施。
- 2. 令和4年5月13日より第8条を改正。
- 3. 令和6年5月14日より第15条を改正。
- 4. 令和6年11月15日より第8条を改正。
- 5. 令和7年5月13日より第16条を追加
- 6. 令和7年5月13日より第4条(4)を追加。